

警察署協議会の議事の手続等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県公安委員会

委員長 高橋 真裕

岩手県公安委員会規則第9号

警察署協議会の議事の手続等に関する規則の一部を改正する規則

警察署協議会の議事の手続等に関する規則（平成13年岩手県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																		
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="145 571 588 620">協議会の名称</th><th data-bbox="588 571 770 620">委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 620 588 669">[略]</td><td data-bbox="588 620 770 669"></td></tr><tr><td data-bbox="145 669 588 719">岩手県水沢警察署協議会</td><td data-bbox="588 669 770 719">12</td></tr><tr><td data-bbox="145 719 588 768">岩手県江刺警察署協議会</td><td data-bbox="588 719 770 768">5</td></tr><tr><td data-bbox="145 768 588 817">[略]</td><td data-bbox="588 768 770 817"></td></tr></tbody></table>	協議会の名称	委員の定数	[略]		岩手県水沢警察署協議会	12	岩手県江刺警察署協議会	5	[略]		<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="831 571 1275 620">協議会の名称</th><th data-bbox="1275 571 1457 620">委員の定数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="831 620 1275 669">[略]</td><td data-bbox="1275 620 1457 669"></td></tr><tr><td data-bbox="831 669 1275 768">岩手県奥州警察署協議会</td><td data-bbox="1275 669 1457 768">14</td></tr><tr><td data-bbox="831 768 1275 817">[略]</td><td data-bbox="1275 768 1457 817"></td></tr></tbody></table>	協議会の名称	委員の定数	[略]		岩手県奥州警察署協議会	14	[略]	
協議会の名称	委員の定数																		
[略]																			
岩手県水沢警察署協議会	12																		
岩手県江刺警察署協議会	5																		
[略]																			
協議会の名称	委員の定数																		
[略]																			
岩手県奥州警察署協議会	14																		
[略]																			
備考 改正部分は、下線の部分である。																			

附 則

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年5月31日までの間におけるこの規則による改正後の警察署協議会の議事の手続等に関する規則別表の規定の適用については、同表岩手県奥州警察署協議会の項中「14」とあるのは、「17」とする。
- 施行日の前日において岩手県水沢警察署協議会及び岩手県江刺警察署協議会の委員である者は、施行日に、前項の規定により定数が増加することとなる岩手県奥州警察署協議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成31年5月31日までとする。